

福井市建設業退職金共済制度の推進について

建設業退職金共済制度（建退共）は、建設現場で働く労働者に退職金制度を普及させることにより、これら労働者の福祉の増進を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的とするものです。

上記の目的達成のためには、一人でも多くの建設業を営む事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者の方々に、共済手帳が確実に交付され、共済証紙（電子申請方式の場合は、「退職金ポイント」。以下同じ。）が適切に貼付される（電子申請方式の場合は、「退職金ポイントから掛金充当される」。以下同じ。）ことが必要です。福井市では、発注工事の設計金額の積算にあたって共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの促進措置を既に講じているところであり、平成16年度から1件500万円以上の工事請負契約を締結した場合において建設業退職金共済証紙の購入状況等の確認を行うこととしましたので、本市の工事施工にあたりまして、次の事項に留意し実施されますようご協力をお願いします。

建退共対象労働者を使用する場合（下請負人等も含む）

1. 建退共に加入し、掛金を納付して共済証紙を購入する。

（1）原則として建退共の証紙は工事ごとに購入する。

（2）証紙の購入は、受注者が建退共対象労働者と当該労働者の就労予定日数を的確に把握し、それに応じた額を購入する。

なお、的確な把握が困難な場合は、勤労者退職金共済機構が定めた工事規模及び工種別の『掛金納付の考え方について』を参考にして購入する。

（3）証紙は払戻しが出来ないため計画的に購入する。

2 『掛金収納書（発注者用）』の提出

（1）掛金を納付し証紙を購入した場合には、『掛金収納書（発注者用）』（証紙貼付方式の場合は、『建設業退職金共済証紙購入状況報告書』（別記様式施-25）に貼付する。以下同じ。）を工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に工事担当課へ提出する。

（2）証紙を追加購入した場合も、『掛金収納書（発注者用）』はその都度提出する。

3 『共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書』の提出

（1）工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に建退共対象労働者数を把握することが困難等の理由により、掛金収納書の提出が遅延する場合には『共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書』（別記様式施-26）に遅延の理由及び今後の証紙購入の予定時期を記載して工事担当課に提出する。その後購入した場合には、直ちに上記2の『掛金収納書（発注者用）』を提出する。

遅延理由の例

建退共対象労働者数の把握に時間がかかりそうなので提出が遅れる。

工事現場に入るのが遅れる（ か月後になる）ので提出が遅れる。

建退共対象労働者を必要とする工程がかなり後（約 か月）になるのでその時点で提出する。

(2) 契約額の増額変更があった場合において共済証紙を追加購入しない場合には『共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書』に追加購入しない理由を記載して工事担当課に提出する。

4 『掛金充当実績総括表』等の提示

(1) 工事完成時には、『掛金充当実績総括表』を監督職員に提示する。併せて、『工事別共済証紙受払簿』（電子申請方式の場合は『掛金充当書』）を監督職員に提示する。その際、共済証紙のコピー又は被共済者の受領が確認できる書面などの関係資料の提示は不要とする。

なお、『掛金充当実績総括表』、『工事別共済証紙受払簿』は建設業退職金共済事業本部の様式を使用すること。

建退共対象労働者を使用しない場合

1. 原則として工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は、工事請負契約締結後原則40日以内）に『共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書』を工事担当課へ提出する。

証紙を購入しない理由の例

工事の施工は社員（社内退職金制度適用者）で対応できる。

工期が比較的短期間なので建退共対象労働者を使用しなくても完成することができる。

2. 受注者が建退共対象労働者を使用しなくても下請負人が使用する場合、又は工事途中において使用することとなった場合は、**建退共対象労働者を使用する場合**によること。

下請負人等に対する周知等

1. 建退共制度の趣旨説明、加入促進及び履行確保について周知・徹底を図ること。
2. 下請負人の規模が小さく建退共制度に対する事務処理能力が十分でない場合には、元請負人に建退共制度の加入手続き、証紙の共済手帳への貼付等の処理を委託する方法があるので、できる限り下請負人の事務の受託に努めること。

その他

現場事務所又は工事現場の出入り口等の見やすい場所に「**建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識**」（シール）を掲示すること。シールは建退共福井県支部（福井市御幸3-10-15 福井県建設会館内 電話0776-24-1015）に常備している。

問合せ先

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所 工事・会計管理部 技術管理課

Tel 0776-20-5172

Fax 0776-20-5767